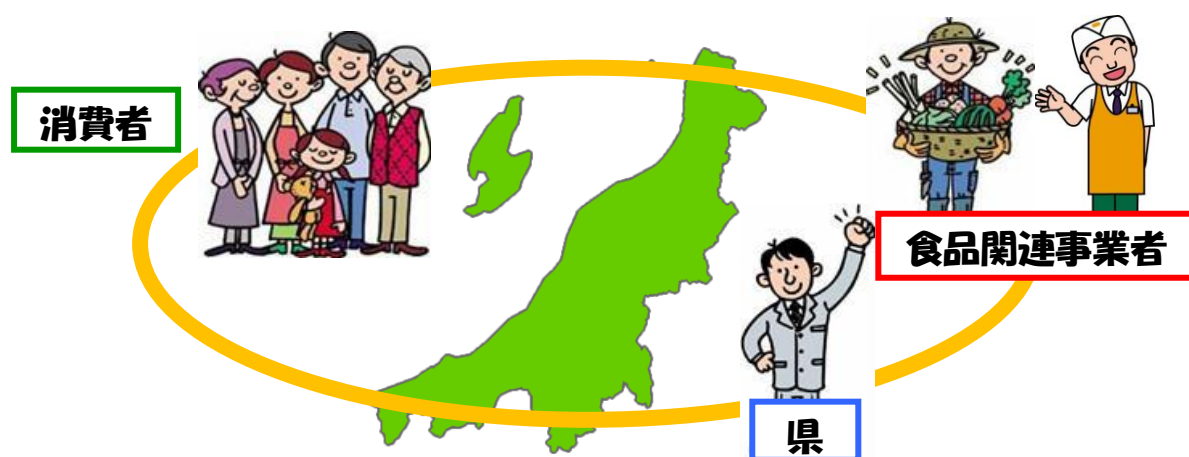


# にいがた食の安全・安心基本計画 改定案への御意見募集中

県では「にいがた食の安全・安心条例」に基づく計画を平成19年に策定し、食の安全・安心に関する取組を進めてきました。

現行の、第3期計画(H29～R3 年度)が終了することに伴い、**計画の改定案を作成し、県民の皆様**の御意見を受け付けています。



## ○ 意見募集期間

2月 23 日 (水) まで

## ○ 改正案のポイント

### 1 成果指標の目標設定

引き続き「**県内で生産・加工・製造された食品が安全だ**と思う県内外の住民の割合」を成果指標とします。

この5年間、安定的に高い値で推移してきており、**今後この水準を確保していくことを目標**としています。

### 2 重点取組

平成30年に食品衛生法が改正され、令和3年6月から完全施行されました。

「**食品衛生法改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上**」を重点取組に位置づけ、HACCPに沿った衛生管理の普及等を進めていきます。

## ○ 計画の改定原案の入手方法



- ・ 県庁行政情報センター
- ・ 各地域振興局
- ・ 右のQRコード

